

【別表第1】 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 =	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	30 = 30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
		ロ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七條若しくは第五十四條、 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六條第一項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條に規定する機関その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。） における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		
		ロハ 専門的知識を有する者等が集まった懇談会その他の会合（以下「懇談会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言
		ハニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K3]: 警察庁において、行政文書を作成・取得しないため削除。以下の事項において同じ。

コメント [K4]: 警察庁においては、法令に基づいて設置される審議会等が存在しないため削除。以下の事項において同じ。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
				アリング
	法律案の審査	内閣法制局（内閣法制局設置法（昭和27二十七年法律第252二百五十二号）第1一条に規定する内閣法制局をいう。以下同じ。）の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		・法制局提出資料 ・審査録
	他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
	閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書（添付資料を含む。以下同じ。）		・ 5点セット （要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書
	国会審議	イ 国会審議に関する文書（議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		ロ 国会法（昭和22二十二年法律第79七十九号）第57五十七条の3三に規定する国会議員の発議にかかる法律案等についての内閣の意見陳述に関する文書		・内閣意見案 ・閣議請議書
	官報公示	官報公示に関する文書		・官報の写し
	解釈又は運用の基準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		<ul style="list-style-type: none"> □ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引
2 二	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	<ul style="list-style-type: none"> イ 外国政府及びその他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書（解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書を含む。） 	30 三 十 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉開始の契機 ・ 交渉方針 ・ 想定問答 ・ 逐条解説
		<ul style="list-style-type: none"> □ 関係行政機関との連絡調整に関する文書（関係行政機関の質問又は意見、関係行政機関の質問又は意見に対する回答に関する文書を含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議案 ・ 各省の質問・意見 ・ 各省の質問・意見に対する回答
		<ul style="list-style-type: none"> ハ 締結に活用した調査又は研究に関する文書（解釈又は運用の基準の設定に関する文書を含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 情報収集・分析
		<ul style="list-style-type: none"> 条約案の審査 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制局提出資料 ・ 審査録
		<ul style="list-style-type: none"> 閣議の求め 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 閣議請議書
		<ul style="list-style-type: none"> 国会審議 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録
	締結	締結に関する文書（条約書及び批准書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約書・署名本書 ・ 調印書 ・ 批准・受諾書

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K5]: 警察庁において、行政文書を作成・取得しないため削除。

コメント [K6]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
				・ 批准書の寄託に関する文書
3 三	政令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	30 三 十 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 → 大臣指示 → 政務三役会議の決定
				→ 開催経緯 → 諮問 → 議事概要・議事録 → 配付資料 → 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
				・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言
		→ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング		
	政令案の審査	内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録
	意見公募手続	イ 行政手続法（平成55年法律第88号）第39条第4項第1号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		・ 政令案 ・ 趣旨、要約、参照条文、新旧対照条文 ・ 意見公募要領
ロ 行政手続法第43条各項の公示に関する決裁			・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結	

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		文書		果及びその理由
	他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議案 ・ 各省の質問・意見 ・ 各省の質問・意見に対する回答
	閣議の求め	閣議を求めするための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・ 閣議請議書
	官報公示	官報公示に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 官報の写し
	解釈又は運用の基準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引
4 四	内閣府令、 <u>国家公安委員会規則</u> 省令その他	立案の検討	30 三 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 → 大臣指示 → 政務三役会議の決定
	の規則の制定又は改廃及びその経緯	ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> → 開催経緯 → 諮問 → 議事概要・議事録 → 配付資料 → 中間報告、最終報告、提言
		ロ△ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出さ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K7]: 警察庁においては、省令を制定しないため削除。他方、省令に類する法令である国家公安委員会規則の制定に関して行政文書の作成を行っていることから、規定を追加した。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
		れた文書、報告又は意見が記録された文書を含む。)		・ 中間報告、最終報告、提言	
		ハニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	
		意見公募手続		イ 行政手続法第 39 三十九 条第 4 四項第 1 一 号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書	・ 府令案・省令案・規則案 ・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・ 意見公募要領
				ロ 行政手続法第 43 四十三 条各項の公示に関する決裁文書	・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由
		制定又は改廃		制定又は改廃のための決裁文書	・ 府令案・省令案・規則案 ・ 理由、新旧対照条文、参照条文
		官報公示		官報公示に関する文書	・ 官報の写し
		解釈又は運用の基準の設定		イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議、 <u>国家公安委員会又は庁議又は省議（これらに準ずるものを含む。）</u> の決定又は了解及びその経緯					
5 再	閣議の決定又は了解及びその経緯	閣議	30 三十 年	・ 案件表 ・ 配付資料	
		公布		・ 閣議書 ・ 公布裁可書（御署名原	

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K8]: 警察庁においては、省議が存在しないため削除。他方、省議に類する会議として国家公安委員会及び庁議があり、決定に関する行政文書の作成を行っていることから、規定を追加した（事項第7において同じ。）。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
				本)
	予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	イ 財政法（昭和 22 <u>22</u> 年法律第 34 <u>34</u> 号）第 18 <u>18</u> 条第 1 <u>1</u> 項の決定をしようとするときの閣議を求めするための決裁文書		・ 概算案 ・ 閣議請議書
		ロ 財政法第 21 <u>21</u> 条の規定により作成された予算及び特別会計に関する法律（平成 19 <u>19</u> 年法律第 23 <u>23</u> 号）第 2 <u>2</u> 条各号に掲げる特別会計の予算その他の国会に提出する文書（財政法第 28 <u>28</u> 条各号に掲げる書類を含む。）		・ 予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・ 予算参考資料 ・ 閣議請議書
		ハ イに掲げるもののほか、内閣の予算の作成に関し閣議を求めするための決裁文書		・ 概算要求基準等 ・ 閣議請議書
	決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	イ 歳入歳出決算に関し閣議を求めための決裁文書		・ 歳入歳出決算（一般会計・特別会計） ・ 政府関係機関決算書 ・ 閣議請議書
		ロ 財政法第 39 <u>39</u> 条に規定する書類及び特別会計に関する法律第 19 <u>19</u> 条第 1 <u>1</u> 項に規定する書類その他の決算に関し会計検査院に送付し、又はその検査を経た文書		・ 歳入歳出決算（一般会計・特別会計） ・ 政府関係機関決算書
		ハ 財政法第 40 <u>40</u> 条各項に規定する書類その他の決算に関し国会に提出する文書		・ 歳入歳出決算（一般会計・特別会計） ・ 政府関係機関決算書
		ニ 財政法第 35 <u>35</u> 条第		・ 調書

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		③ 三項の決定をしようとするときの閣議を求めるときの決裁文書		・ 予備費使用書 ・ 閣議請議書
	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	イ 内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録
		ロ 質問主意書に対する答弁に関し閣議を求めるときの決裁文書		・ 答弁案 ・ 閣議請議書
		ハ 国会法第 75 条第 2 項に規定する答弁に関する文書		・ 答弁書
	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書		・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 → 大臣指示 → 政務三役会議の決定
		ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		→ 開催経緯 → 諮問 → 議事概要・議事録 → 配付資料 → 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		ロハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言
		ハニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		<p>ニホ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）</p> <p>ホ△ 閣議を求めるとの決裁文書</p>		<ul style="list-style-type: none"> 任意パブコメ 協議案 各省の質問・意見 各省の質問・意見に対する回答 基本方針案 基本計画案 白書案 閣議請議書
6 六	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	10 年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 総理指示 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 協議案 各省の質問・意見 各省の質問・意見に対する回答 配付資料 決定・了解文書
7 七	国家公安委員会又は庁議省議（これに準ずる	国家公安委員会又は庁議省議の決定又は了解に関する立	10 年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
ものを含む。以下同じ。の決定又は了解及びその経緯	案の検討その他の重要な経緯	ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		ハ 国家公安委員会又は庁議省議に提出された文書		・配付資料	
		ニ 国家公安委員会又は庁議省議の決定内容又は了解内容が記録された文書		・決定・了解文書	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは都道府県警察地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8 A 複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	10 + 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	
		ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答	
		ニ 他の行政機関と協議した会議に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料	
		ホ 複数の行政機関による申合せの内容が記録された文書		・申合せ	
9	他の行政	基準の設定	イ 立案の基礎となった国政	10 + 年	・基本方針

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K9]: 警察庁においては、地方公共団体ではなく都道府県警察に対して基準の設定を行っていることから、修正を行った（事項第 10 において同じ。）。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
九	機関に対して示す基準の設定及びその経緯	に関する立案の検討その他の重要な経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・条約その他の国際約束 →大臣指示 →政務三役会議の決定
		ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> →開催経緯 →諮問 →議事概要・議事録 →配付資料 →中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		ロハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
		ハニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		ニホ 他の行政機関に対して示す基準を設定するための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・基準案
		ホハ 他の行政機関に通知した文書		<ul style="list-style-type: none"> ・通知
10 十	都道府県 警察地方 公共団体 に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	10 十年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 →大臣指示 →政務三役会議の決定 →開催経緯 →諮問 →議事概要・議事録 →配付資料
		イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書		
		ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		見が記録された文書を含む。→		→中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
		ロハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言
		ハニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		ニホ 都道府県警察地方公共団体に対して示す基準を設定するための決裁文書		・基準案
		ホヘ 都道府県警察地方公共団体に通知した文書		・通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
11 +	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第22条第八号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針並びに同法第66条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	10 + 年	→開催経緯 →諮問 →議事概要・議事録 →配付資料 →中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
		イロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言
		ロハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
				アリング
		△ニ 行政手続法第 39 三十九 九条第 4 四項第 1 一に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領
		ニホ 行政手続法第 43 四十三 三条各項の公示に関する決裁文書		・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由
		ホハ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書		・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
		△ト 標準処理期間を設定するための決裁文書		・ 標準処理期間案
	行政手続法第 2 二条第 3 三三号に規定する許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	許認可等の効力消滅後 5 五五年	・ 審査案 ・ 理由
	行政手続法第 2 二条第 4 四四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書（処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	5 五五年	・ 処分案 ・ 理由
	補助金等（補助金等に係る予算	イ 補助金等の交付の条件に関する文書	補助金等の交付に係る事業	・ 交付規則・交付要綱・実施要領 ・ 審査要領・選考基準

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	の執行の適正化に関する法律（昭和30三十九年法律第179百七十九号）第2二条第1一項に規定する補助金等をいう。以下の交付に関する重要な経緯	ロ 補助金等を交付するための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	終了後5 五年	・ 審査案 ・ 理由
		ハ 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第14条に規定する補助事業等実績報告書		・ 実績報告書
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	イ 不服申立書（口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書）	裁決又は決定その他の処分後10 十年	・ 不服申立書 ・ 録取書
		ロ 審議会等における検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
		ロハ 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分をするための決裁文書（審理に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書
		ハニ 裁決書又は決定書		・ 裁決・決定書
訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起に関する文書	訴訟終了後10 十年		・ 訴状 ・ 期日呼出状
	ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の主張又は立証			・ 答弁書 ・ 準備書面

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		に係る文書		<ul style="list-style-type: none"> 各種申立書 口頭弁論 証人等調書 書証
		ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書		<ul style="list-style-type: none"> 判決書 和解調書
12 十二	法人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第22条第8ハ号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針並びに同法第66条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 開催経緯 議事概要・議事録 配付資料 中間報告、最終報告、 提言 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 標準処理期間案
		イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		
		イロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		
		ロハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		ハニ 行政手続法第39条第44項第1号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		
		ニホ 行政手続法第43条第3条各項の公示に関する決裁文書		
		ホハ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書		
		ハト 標準処理期間を設定するための決裁文書		

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	行政手続法 第23条第 3号に規 定する許認 可等に関す る重要な経 緯	許認可等をするための決裁文 書（審査に関する重要な経緯 が記録された文書を含む。）	許認可等 の効力消 滅後5年	・ 審査案 ・ 理由
	行政手続法 第23条第 4号に規 定する不利 益処分に関 する重要な 経緯	不利益処分をするための決裁 文書（処分に関する重要な経 緯が記録された文書を含 む。）	5年	・ 処分案 ・ 理由
	補助金等の 交付（地方 公共団体に 対する交付 を含む。） に関する重 要な経緯	イ 補助金等の交付の条件に 関する文書	補助金等 の交付に 係る事業 終了後5 年	・ 交付規則・ 交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・ 選考基準
ロ 補助金等を交付するため の決裁文書（審査に関する 重要な経緯が記録された文 書を含む。）		・ 審査案 ・ 理由		
ハ 補助金等に係る予算の適 正化に関する法律第十四条 に規定する補助事業等実績 報告書		・ 実績報告書		
	不服申立て に関する審 議会等にお ける検討そ の他の重要 な経緯	イ 不服申立書（口頭による 不服申立ての場合は、陳述 の内容を録取した文書）	裁決又は 決定その 他の処分 後10年	・ 不服申立書 ・ 録取書
ロ 審議会等における検討に 関する文書（議事が記録さ れた文書、提出された文 書、答申、建議又は意見が 記録された文書を含む。）		→ 諮問 → 議事概要・ 議事録 → 配付資料 → 答申、建議、意見		

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
		ロハ 不服申立てに対する裁 決又は決定その他の処分を するための決裁文書（審理 に関する重要な経緯が記録 された文書を含む。）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書	
		ハニ 裁決書又は決定書		・ 裁決・決定書	
		イ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の提起に関する 文書		訴訟終結 後 <u>10</u> 年	・ 訴状 ・ 期日呼出状
		ロ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の主張又は立証 に係る文書			・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証
	ハ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の判決書		・ 判決書 ・ 和解調書		
職員の人事に関する事項					
13 十 三	職員の人 事に関する 事項	人事評価の 基準、方法 等に関する 政令（平成 <u>21</u> <u>二</u> <u>十</u> <u>一</u> 年 政 令 第 <u>31</u> <u>三</u> <u>十</u> <u>一</u> 号）第 <u>1</u> 条に規定す る人事評価 実施規程の 制定又は変 更及びその 経緯	<u>10</u> 年	・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング	
		イ 人事評価実施規程の立案 に活用した調査又は研究に 関する文書		・ 規程案 ・ 協議案 ・ 回答書	
		ロ 人事評価実施規程を制定 又は変更するための決裁文 書及び内閣総理大臣との協 議に関する文書（協議案及 び内閣総理大臣の回答書を 含む。）又は内閣総理大臣 に対する報告に関する文書			
		イ 職員の研修の実施に関す る計画の立案に活用した調	<u>3</u> 年	・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査	

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
	する計画の立案の検討	査又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
	その他の職員の研修に関する重要な経緯	ロ 職員の研修の実施に関する計画を制定又は改廃するための決裁文書		・計画案
		ハ 職員の研修の実施状況に関する文書		・実績
	職員の兼業の許可	職員の兼業の許可に関する内閣府令（昭和 41 四十一 年総理府令第 5 五号）第二条に規定する兼業許可申請書及び当該申請に係る承認書	3 三年	・申請書 ・承認書
退職手当の支給	退職手当の支給に関する文書	支給制限等の処分を行うことができなかったときまでの期間又は 5 五 年のいずれか長い期間	・調書	
その他の事項				
14 十 四	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） イロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出さ	10 十年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K10]: 訓令及び通達については、事項第 10 において規定していることから、本事項においては削除。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	の第二欄に掲げる業務に係るものを除く。）の立案の検討その他の重要な経緯	れた文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ロハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ハニ 行政手続法第 39 三 十 九条第 4 四 項第 1 一 号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 ニホ 行政手続法第 43 四 十 三条各項の公示に関する決裁文書 ホハ 制定又は改廃のための決裁文書 ハト 官報公示に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告、最終報告、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 告示案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由 ・ 告示案 ・ 官報の写し
	内閣府設置法第七条第六項及び国家行政組織法第十四条第二項に規定する訓令及び通達（一の項から十三の項までの第二欄に掲げる業務に係るものを除く。）の立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ロ 制定又は改廃のための決裁文書	十年	→ 外国・自治体・民間企業の状況調査 → 関係団体・関係者のヒアリング → 訓令案・通達案 → 行政文書管理規則案 → 公印規程案

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
15 十五 予算及び 決算に関 する事項	歳入、歳 出、継続 費、繰越明 許費及び国 庫債務負担 行為の見積 に関する書 類（以下 「歳入歳出 等見積書 類」とい う。）の作 製その他の 予算に関す る重要な経 緯	イ 財政法第 17 十七 条第 2 二 項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。）	10 十年	・概算要求の方針 →大臣指示 →政務三役会議の決定 ・庁省内調整 ・概算要求書 ・予算決算及び会計令第 12 十二 条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書
		ロ 財政法第 20 二十 条第 2 二 項に規定する予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。）		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書
		ハ 財政法第 31 三十一 条第 1 一 項の規定による歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書		・予算の配賦通知
		ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書		・行政事業レビュー ・執行状況調査
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重	イ 財政法第 37 三十七 条第 1 一 項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び	5 五年	・歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	要な経緯	歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。)		
		ロ 財政法第 <u>37</u> <u>三十七</u> 条第 <u>3</u> <u>三</u> 項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。)		・ 継続費決算報告書
		ハ 予算決算及び会計令（昭和 <u>22</u> <u>二十二</u> 年勅令第 <u>165</u> <u>百六十五</u> 号）第 <u>21</u> <u>二十一</u> 条の規定による歳入徴収額計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。)		・ 歳入徴収額計算書
		ニ 予算決算及び会計令第 <u>22</u> <u>二十二</u> 条の規定による支出計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した支出計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。)		・ 支出計算書
		ホ 予算決算及び会計令第 <u>130</u> <u>百三十</u> 条から第 <u>135</u> <u>百三十五</u> 条までに規定する帳		・ 歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・ 徴収簿

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		簿		<ul style="list-style-type: none"> ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿
		ヘ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第24条各項の規定により会計検査院に提出した計算書及び証拠書類		<ul style="list-style-type: none"> ・計算書 ・証拠書類
		ト 会計検査院の検査に関する重要な経緯が記録された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・意見又は処置要求
		チ 財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・調書
		リ イからチまでに掲げるもののほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
		ヌ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第32条に規定する台帳	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産台帳
		ル 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第20条に規定する記録		<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎現況記録
16 十六	機構及び定員に関する事項	機構又は定員の要求に関する重要	イ 行政機関の機構の新設、改正及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・庁省内調整

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K11]: 警察庁において作成・保有する行政文書として想定されることから、追加した。

コメント [K12]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
	な経緯	その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）		・ 機構要求書
		ロ 行政機関の定員の設置、増減及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）		→ 大臣指示 → 政務三役会議の決定 ・ 庁省内調整 ・ 定員要求書
		ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員に関する重要な経緯が記録された文書		・ 定員合理化計画
十七	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	十年	→ 外国・自治体・民間企業の状況調査 → 関係団体・関係者のヒアリング → 開催経緯 → 諮問 → 議事概要・議事録 → 配付資料 → 意見
		イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		ロ 独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価委員会及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第九条に規定する国立大学法人評価委員会その他の法律の規定による評価委員会における中期目標の制定又は変更の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、意見が記録された文書を含む。）		→ 中期目標案
		ハ 中期目標の制定又は変更をするための決裁文書		
		ニ 独立行政法人通則法第三十条第一項及び国立大学法人法第三十一条第一項に規		→ 中期計画 → 年度計画 → 事業報告書

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K13]: 警察庁においては、独立行政法人等に関する行政文書を作成・取得する可能性が極めて低いため削除。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		定する中期計画並びに独立行政法人通則法第三十三条に規定する事業報告書その他の法律の規定による独立行政法人等における中期目標の達成に関する文書		
		独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督	五年	<ul style="list-style-type: none"> → 報告 → 検査
		<ul style="list-style-type: none"> ← 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査の内容が記録された文書 □ 独立行政法人通則法その他の法律の規定による違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書 		<ul style="list-style-type: none"> → 是正措置の要求 → 是正措置
17 十八	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項に規定する基本計画の立案の検討、同法第10条第1項に規定する評価書の作成その他の政策評価の実施	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案 ・ 通知 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価の実施計画案 ・ 通知
		イ 懇談会等における基本計画の立案その他の政策評価の実施の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		
		ロ 基本計画の立案その他の政策評価の実施に活用した調査又は研究に関する文書		
		ハ 基本計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に通知した文書		
		ニ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条に規定する事後評価の実施計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に		

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
	に関する重要な経緯	通知した文書 ホ 評価書（要旨を含む。）の作成のための決裁文書及び総務大臣に送付した文書 ヘ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第111条の規定による当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況の作成のための決裁文書及び総務大臣に通知した文書		・ 評価書 ・ 評価書要旨 ・ 政策への反映状況案 ・ 通知
十九	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯 イ 事業計画の立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 ロ 審議会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ハ 懇談会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ニ 事業計画の立案その他の事業の実施に活用した調査又は研究に関する文書	事業終了後五年又は事後評価終了後十年のいずれか長い期間	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 環境影響評価準備書 ・ 環境影響評価書

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K14]: 警察庁においては、公共事業の実施に関する行政文書を作成・取得する可能性が極めて低いため削除。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第三号の規定による事前評価その他の政策評価に関する文書		・事業評価書 ・評価書要旨
		ハ 公共用地の取得その他の事項についての関係行政機関、地方公共団体及びその他関係者との協議又は調整に関する文書		・協議・調整経緯
		ト 事業を実施するための決裁文書		・実施案
		チ 入札及び契約に関する文書（工事の経費積算が記録された文書を含む。）		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
		リ 事業の施工に関する文書（工事誌、事業完了報告書を含む。）		・工事誌 ・事業完了報告書
		ヌ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条の規定による事後評価に関する文書		・事業評価書 ・評価書要旨
18 二 十	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	10 十 年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
19 二 十	国会及び審議会等における審議に関する事項	国会審議に関する文書（議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答が記録された文書、審議の記録を含む。）	10 十 年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	のを除く。）			
	審議会等 （一の項から二十の項までに掲げるものを除く。）	イ 議事の手続その他審議会等の運営方法が記録された文書 ロ 議事が記録された文書 ハ 提出された文書 ニ 答申、建議又は意見が記録された文書	十年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
20 二 十 二	文書の管理に関する事項	行政文書ファイル管理簿	常用	
		イ 決裁文書の管理を行うための帳簿	30 三 十年	
		ロ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿		
		取得した文書の管理を行うための帳簿	5 五 年	
21	専門的な調査研究に関する事項	イ 調査研究の立案の基礎となつた国政上の基本方針、事件、事故、統計等が記録された文書	10 年	・基本方針 ・事件概要 ・犯罪統計
		ロ 調査研究の実施計画が記録された文書		・研究計画書
		ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K15]: 警察庁においては、取調べの高度化、死因究明制度等について研究会を設置するなどして所管行政に関する調査研究を行い、行政文書を作成していることから、規定を追加した。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		ニ 調査研究の実施に際して 作成した資料		・参考文献集 ・ヒアリング資料
		ホ 調査研究の結果が記録された文書		・研究報告書
22	世論調査の実施に関する事項	世論調査の立案の検討その他の重要な経緯	イ 世論調査の立案の基礎となった国政上の基本方針、事件、事故、統計等が記録された文書	5年 ・基本方針 ・事件概要 ・犯罪統計
			ロ 世論調査を実施するための計画が記録された文書	・世論調査計画書 ・質問用紙案
			ハ 収集したデータが記録された文書	・回答用紙
			ニ 世論調査の結果が記録された文書	・世論調査結果報告書
23	他の行政機関に対する意見提出に関する事項	意見の提出に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 意見提出の基礎となった事件、事故、統計等が記録された文書	10年 ・事件概要 ・犯罪統計
			ロ 他の行政機関から受領した文書	・意見照会書
			ハ 意見提出を行うための決裁文書	・提出する意見案
			ニ 他の行政機関に提出した意見	・提出意見
24	国際協力等に関する事項	国際協力の立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、基本計画、事件、事故等	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・事件概要
			ロ 協力先国・機関との調整に関する文書	・協力要請書
			ハ 国際協力の実施に際して作成した文書	・協力計画書
25	全国大会の実施に関する事項	全国大会の立案の検討その他の重要な経緯	イ 実施のための計画、開催通知等	3年 ・大会実施計画 ・開催通知
			ロ 大会の開催に際して作成された文書	・大会次第 ・記録表

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。

コメント [K16]: 警察庁においては、国民に対して所管行政に関するアンケート調査等を行い、行政文書を作成していることから、規定を追加した。

コメント [K17]: 警察庁においては、法令に基づく他の行政機関への意見陳述等に関連して行政文書を作成していることから、規定を追加した。

コメント [K18]: 警察庁においては、職員の派遣等の国際協力に関連して行政文書を作成していることから、規定を追加した。

コメント [K19]: 警察庁においては、全国白バイ安全運転競技大会等の全国大会に関連して行政文書を作成していることから、規定を追加した。

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
備考				
<p><u>1</u> 決裁文書とは、行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。</p> <p><u>2</u> 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）とは、閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）の合議により決定又は了解を行う会議をいう。</p> <p>三 省議（これに準ずるものを含む。）とは、省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等の合議により決定又は了解を行う会議をいう。</p> <p><u>3</u> 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。</p> <p><u>4</u> <u>1</u>の項から <u>10</u>の項に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する場合行政機関に適用されるものとする。</p> <p><u>5</u> 本表に掲げる行政文書以外については、文書管理者は、本表を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。</p>				

コメント [K2]: 他欄の規定ぶりに合わせるため削除。

コメント [K1]: 同上。